

市町村立学校職員の給与等に関する条例及び職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年 7 月 9 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第25号

市町村立学校職員の給与等に関する条例及び職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例  
(市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部改正)

第 1 条 市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和28年岩手県条例第49号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(子育て、介護等を行う職員の早出遅出勤務)</p> <p>第26条の7 市町村教育委員会は、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する職員が、県人事委員会規則の定めるところにより、当該事由に基づき請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、県人事委員会規則の定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、職員が子育て、介護等を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。次項において同じ。）をさせるものとする。</p> <p>(1) 9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子のある職員 <u>（職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして県人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。次条第2項において同じ。）</u>が、当該子を養育すること。</p> <p>(2) 小学校に就学している子のある職員 <u>（職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして県人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）</u>であって、県人事委員会規則で定めるものが、当該子を養育すること（前号に該当するものを除く。）。</p> <p>(3)・(4) [略]</p>	<p>(子育て、介護等を行う職員の早出遅出勤務)</p> <p>第26条の7 市町村教育委員会は、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する職員が、県人事委員会規則の定めるところにより、当該事由に基づき請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、県人事委員会規則の定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、職員が子育て、介護等を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。次項において同じ。）をさせるものとする。</p> <p>(1) 9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子のある職員が、当該子を養育すること。</p> <p>(2) 小学校に就学している子のある職員であって、県人事委員会規則で定めるものが、当該子を養育すること（前号に該当するものを除く。）。</p> <p>(3)・(4) [略]</p>

2 [略]

(子育て又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第26条の8 [略]

2 市町村教育委員会は、9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子のある職員が、県人事委員会規則の定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、正規の勤務時間外に勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。）をさせてはならない。

3 前2項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして県人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、県人事委員会規則の定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、県人事委員会規則の定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、前項中「9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子のある職員が、県人事委員会規則の定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、県人事委員会規則の定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

2 [略]

(子育て又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第26条の8 [略]

2 市町村教育委員会は、3歳に満たない子のある職員が、県人事委員会規則の定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、正規の勤務時間外に勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。

3 市町村教育委員会は、9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子のある職員が、県人事委員会規則の定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、正規の勤務時間外に勤務をさせてはならない。

4 第1項及び前項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして県人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、県人事委員会規則の定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、県人事委員会規則の定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、前項中「9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子のある職員が、県人事委員会規則の定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、県人事委員会規則の定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

4 前3項に規定するもののほか、深夜における勤務及び正規の勤務時間外の勤務の制限に関し必要な事項は、県人事委員会規則で定める。

5 前各項に規定するもののほか、深夜における勤務及び正規の勤務時間外の勤務の制限に関し必要な事項は、県人事委員会規則で定める。

備考 改正部分は、下線の部分である。

(職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第2条 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成6年岩手県条例第57号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(子育て、介護等を行う職員の早出遅出勤務)</p> <p>第9条の2 任命権者は、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する職員が、人事委員会規則の定めるところにより、当該事由に基づき請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、人事委員会規則の定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務(始業及び終業の時刻を、職員が子育て、介護等を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。次項において同じ。)をさせるものとする。</p> <p>(1) 9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子のある職員 <u>(職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。次条第2項において同じ。)</u> が、当該子を養育すること。</p> <p>(2) 小学校に就学している子のある職員 <u>(職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)</u> であって、人事委員会規則で定めるものが、当該子を養育すること(前号に該当するものを除く。)</p> <p>(3)・(4) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(子育て又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p>	<p>(子育て、介護等を行う職員の早出遅出勤務)</p> <p>第9条の2 任命権者は、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する職員が、人事委員会規則の定めるところにより、当該事由に基づき請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、人事委員会規則の定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務(始業及び終業の時刻を、職員が子育て、介護等を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。次項において同じ。)をさせるものとする。</p> <p>(1) 9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子のある職員が、当該子を養育すること。</p> <p>(2) 小学校に就学している子のある職員であって、人事委員会規則で定めるものが、当該子を養育すること(前号に該当するものを除く。)</p> <p>(3)・(4) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(子育て又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p>

第9条の3 [略]

- 2 任命権者は、9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子のある職員が、人事委員会規則の定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、正規の勤務時間外に勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。）をさせてはならない。
- 3 前2項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、人事委員会規則の定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、人事委員会規則の定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、前項中「9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子のある職員が、人事委員会規則の定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、人事委員会規則の定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。
- 4 前3項に規定するもののほか、深夜における勤務及び正規の勤務時間外の勤務の制限に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

第9条の3 [略]

- 2 任命権者は、3歳に満たない子のある職員が、人事委員会規則の定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、正規の勤務時間外に勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。
- 3 任命権者は、9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子のある職員が、人事委員会規則の定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、正規の勤務時間外に勤務をさせてはならない。
- 4 第1項及び前項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、人事委員会規則の定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、人事委員会規則の定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、前項中「9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子のある職員が、人事委員会規則の定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、人事委員会規則の定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。
- 5 前各項に規定するもののほか、深夜における勤務及び正規の勤務時間外の勤務の制限に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。